

東京農業大学と東京情報大学との単位互換に関する協定書

東京農業大学と東京情報大学は、単位互換を実施することに合意したため、以下のとおり協定書を取り交わす。

(趣旨・目的)

第1条 東京農業大学と東京情報大学は、それぞれの大学の学則に規定する「他の大学における授業科目の履修等」(東京農業大学学則第15条の4、東京情報大学則第15条)に基づき、学生に対して多様な学習機会の提供と併せて相互交流の活性化を図ることを目的に単位互換を実施する。

(単位互換の形態)

第2条 単位互換の形態は、それぞれの大学の定めるところによる。

2 相手大学に滞在し単位を修得することを認める。この場合の学生を「国内留学生」と称する。

(対象となる学生・履修期間)

第3条 対象となる学生は2～4年生とし、履修期間は半年(1学期)とする。ただし、教育上有益と認められる場合は継続できるものとする。

(受け入れ手続き)

第4条 単位互換を希望する学生は、所属する大学を経由して受け入れ大学に所定の手続きを行う。

(受け入れの許可)

第5条 受け入れの決定は受け入れ大学において行い、その結果を学生が所属する大学に所定の時期までに通知する。

(授業科目の範囲・履修手続き)

第6条 履修できる授業科目の範囲・履修手続きについては、受け入れ大学の定めるところによる。ただし、原則として実験・実習・演習科目は除く。

(授業の受講及び試験)

第7条 授業の受講及び試験については、受け入れ大学の学生の取り扱いに準ずる。

(成績の報告)

第8条 受け入れ大学は、単位互換の学生の成績について、受け入れ大学の定めるところによりこれを評価し、学生の所属する大学に所定の時期までに報告する。

(単位認定)

第9条 単位互換により修得した単位は、所属する大学の定めるところによりこれを認定する。

(単位互換に関する経費の取り扱い)

第10条 単位互換に関する経費の取り扱いは次のとおりとする

- (1) 履修料・登録料は免除する。
- (2) 「国内留学生」に対する支援については別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めることのほか、必要な事項については、大学間において協議するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 第2条2項については、当面、東京農業大学生物産業学部産業経営学科と東京情報大学総合情報学部情報ビジネス学科間において実施する。

この協定書は2通作成し、それぞれの大学で1通を所持するものとする。

平成18年10月1日

東京農業大学
学長 大澤 貫寿

東京情報大学
学長 松田 藤四郎

覚 書

東京農業大学と東京情報大学間の平成 18 年 10 月 1 日締結「東京農業大学と東京情報大学との単位互換に関する協定書」附則第 2 の学科は、学科名称変更に伴い次の学科とすることを相互に確認する。

記

- (旧) 東京農業大学生物産業学部産業経営学科
- (新) 東京農業大学生物産業学部地域産業経営学科

- (旧) 東京情報大学総合情報学部情報ビジネス学科
- (新) 東京情報大学総合情報学部総合情報学科

この覚書を 2 通作成し、各大学 1 通を所持する。

平成 28 年 4 月 18 日

東京農業大学

学長 高野克己



東京情報大学

学長 鈴木昌治

